

令和5年12月22日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社サトー
業者の住所 : 東京都港区芝浦3丁目1番1号
- 指名停止措置期間 : 令和5年12月22日から令和6年2月21日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事実概要
(株)サトーは、岡山県岡山市内の工事外9件の工事において、直接的雇用関係のない出向者を主任技術者として配置した。このことが、建設業法第26条第1項に違反し、第28条第1項第2項及び同条第3項に該当するとして、令和5年10月31日、東京都知事から監督処分(営業停止22日間)を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)サトーが、建設業法違反により建設業許可部局である東京都知事から監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138